

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

国の障害者福祉施策は、「アジア太平洋障害者の10年」に策定した「障害者対策に関する新長期計画」により推進されてきました。平成14年に「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現をめざし、新しい障害者基本計画が策定されました。また、これに併せて、具体的に推進するために「重点施策実施5か年計画」が策定され、障害福祉サービスの目標量が示されました。

このような状況の中で、障害福祉サービスの利用を従来の措置から利用者の選択による契約に改めるなど、障害のある人の自己決定に向けた取組を強化するために平成15年度より支援費制度が施行されました。しかし、支援費制度の施行により、新たな利用者が急増、サービス費用も増大し、このままでは制度の維持が困難になってきたとともに、地域によってサービス供給体制が異なり、サービス利用に大きな地域格差が生じているなどの課題が生じてきました。さらには、精神障害のある人は、支援費制度の対象外であることなど、障害種別ごとに大きなサービス格差があるといった課題が生じ、障害のある人の自己決定と自己選択の尊重、市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化、地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備を基本理念に障害者自立支援法は、平成18年4月1日より施行されました。

一方、発達障害のある人については、平成17年4月から発達障害者支援法が施行され、発達障害の定義と法的な位置づけが明確にされ、支援の充実が図られているところです。

滋賀県においては、平成5年6月に「滋賀県障害者対策新長期構想」を策定、平成8年6月には各市町村の指針となる障害者地域福祉計画を策定しました。さらに、重点事業実施計画「淡海障害者プラン ノーマライゼーション6か年計画」を策定し、総合的に障害者福祉施策の展開を図ってきましたが、平成12年に「滋賀県障害者対策新長期構想」の計画期間が終了することを受け、それに代わる「滋賀県障害者施策長期構想2010」が策定され、21世紀における障害者福祉施策の基本指針を示しています。さらに、長期構想の具体的な推進を図るための実施計画として平成19年に「(仮称)障害者福祉しがプラン」を策定しています。

湖南地域においては、平成8年6月に「湖南地域障害者福祉計画」を策定、平成15年には新たな時代における障害者福祉施策の指針を明らかにするため、「新・湖南地域障害者福祉計画」を策定し、広域的な視点をもって障害者福祉施策を推進しています。

本市においては、平成16年3月に「栗東市障害者の住みよいまちづくり推進計画（改訂版）」を策定しましたが、障害者自立支援法の施行や障害のある人を取り巻く社会環境の変化に対応するため、「栗東市障害者基本計画」を策定します。

障害者自立支援法のポイント

障害の種別に関わらず、障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編

障害のある人に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供

サービスを利用する人もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって、費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実

就労支援を抜本的に強化

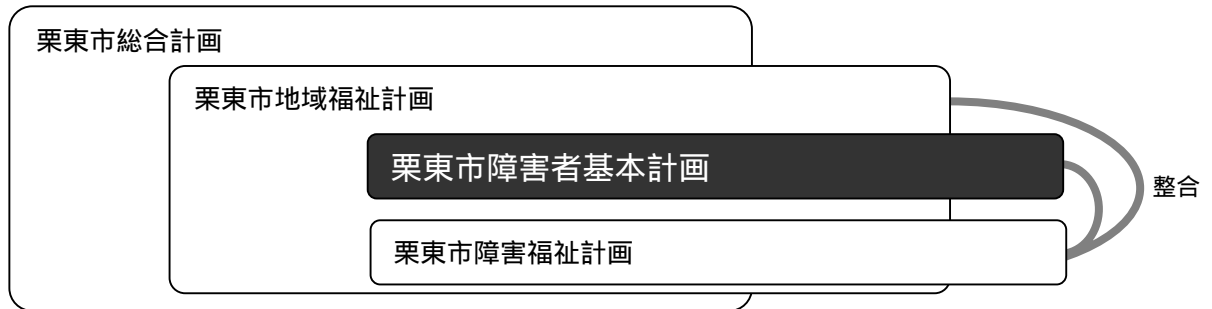
支給決定の仕組みを透明化、明確化

2 計画の性格

本計画は、障害者基本法第9条第3項に定める「市町村障害者基本計画」に基づくものです。

計画の内容については、国の「障害者基本計画」、や「滋賀県障害者施策長期構想2010」、「新・湖南地域障害者福祉計画」、「第4次栗東市総合計画（改訂版）」、「地域福祉計画」との整合性を図り、本市の障害者福祉施策に関する基本的な計画として位置づけます。

また、「栗東市障害福祉計画」は、障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」であり、本計画の「在宅福祉サービスの充実」などにあたる、障害者自立支援法上の障害福祉サービスや地域生活支援事業についての具体的目標数値を示しています。



障害者基本法

(障害者基本計画等)

- 第9条 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

障害者自立支援法

(市町村障害福祉計画)

- 第88条 市町村は、基本方針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込み
前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項
- 3 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他事情を勘案して作成されなければならない。
- 4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第9条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 障害者基本法第26条4項の地方障害者施策推進協議会を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該地方障害者施策推進協議会の意見を聴かななければならない。
- 7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成19年度を初年度とし、平成25年度までの7か年の計画とします。また、障害福祉計画の期間は、第1期を平成18年度から平成20年度までとし、見直しを行い、第2期障害福祉計画を平成21年度から平成23年度までを期間として作成します。

実施計画策定や各年度の予算編成にあたっては、この計画に沿って事業化を図るとともに、今後における社会情勢の変動等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	栗東市障害者基本計画（H19～H25）						
栗東市障害福祉計画（第1期）			栗東市障害福祉計画（第2期）				

4 基本理念・基本方針

（1）基本理念

本計画の基本理念は、平成16年に策定した「栗東市障害者の住みよいまちづくり推進計画（改訂版）」を踏襲し、ライフステージの全ての段階において全人間的復権を目的とする「リハビリテーション」と障害のある人が障害のない人と同等に生活し活動する社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念のもとに、障害のある人の「完全参加と平等」の目標実現をめざすものです。

障害のある人とは、障害者基本法第2条の規定において「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」となっています。さらに、同法付帯決議において「障害者の定義については、障害に関する医学的知見の向上等について常に留意し、適宜必要な見直しを行うよう努めること」になっており、「てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する人並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する人であって、継続的に生活上の支障があるもの」となっています。

(2) 基本方針

基本理念「完全参加と平等」の実現をめざし、具体的には次の事項に重点を置き推進していきます。

また、栗東市障害福祉計画の基本的理念である「障害のある人の自己決定と自己選択の尊重」、「市を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化」、「地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備」に配慮し、計画の推進を図ります。

障害のある人が自分の住み慣れた地域で可能な限り、生きがいと潤いのある自立した生活が送れる生活支援体制の充実

障害のある人の雇用・就業の促進

すべての人々に住みやすいまちづくりの推進

住民参加のノーマライゼーションの推進

障害のある人の主体性・自立性の確立の支援

栗東市障害福祉計画の基本的理念

障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別、程度を問わず、障害のある人が自らその居住場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害のある人の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

市を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化

障害福祉サービスに関し、市を基本とする仕組みに統一するとともに、障害の種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている精神障害のある人などに対するサービスの充実を図り、県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のあるサービス水準の均等化を図ります。

地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、地域社会やボランティア、民間、NPOなどによる非公式な援助活動など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

5 計画の基本体系

計画の基本体系は、本計画の基本理念、基本方針を踏まえ、以下の6施策を目標とします。

(1) 理解と交流の促進

人権尊重の視点に立ち、障害のある人に対する差別や偏見をなくし、障害のある人が安心して地域で暮らすため、住民意識の高揚と地域福祉活動の推進に努めます。

(2) 保健・医療の充実

障害の発生予防や障害の重度化を予防するため、保健・医療・福祉が連携して施策の充実を図ります。

(3) 生活支援の充実

障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう、相談やコミュニケーション支援を含めた福祉サービスの充実に努めます。

(4) 学習機会の充実と社会参加の促進

障害の早期発見・早期療育に努めるとともに、障害の程度や能力・適正に応じた教育が受けられるよう、幼児期からの教育環境の整備を推進し、障害児の可能性を伸ばす多様な教育内容の充実に努めます。

また、障害のある人の生きがいや社会参加のため、移動支援の充実と学習機会の提供に努めます。

(5) 就労の促進

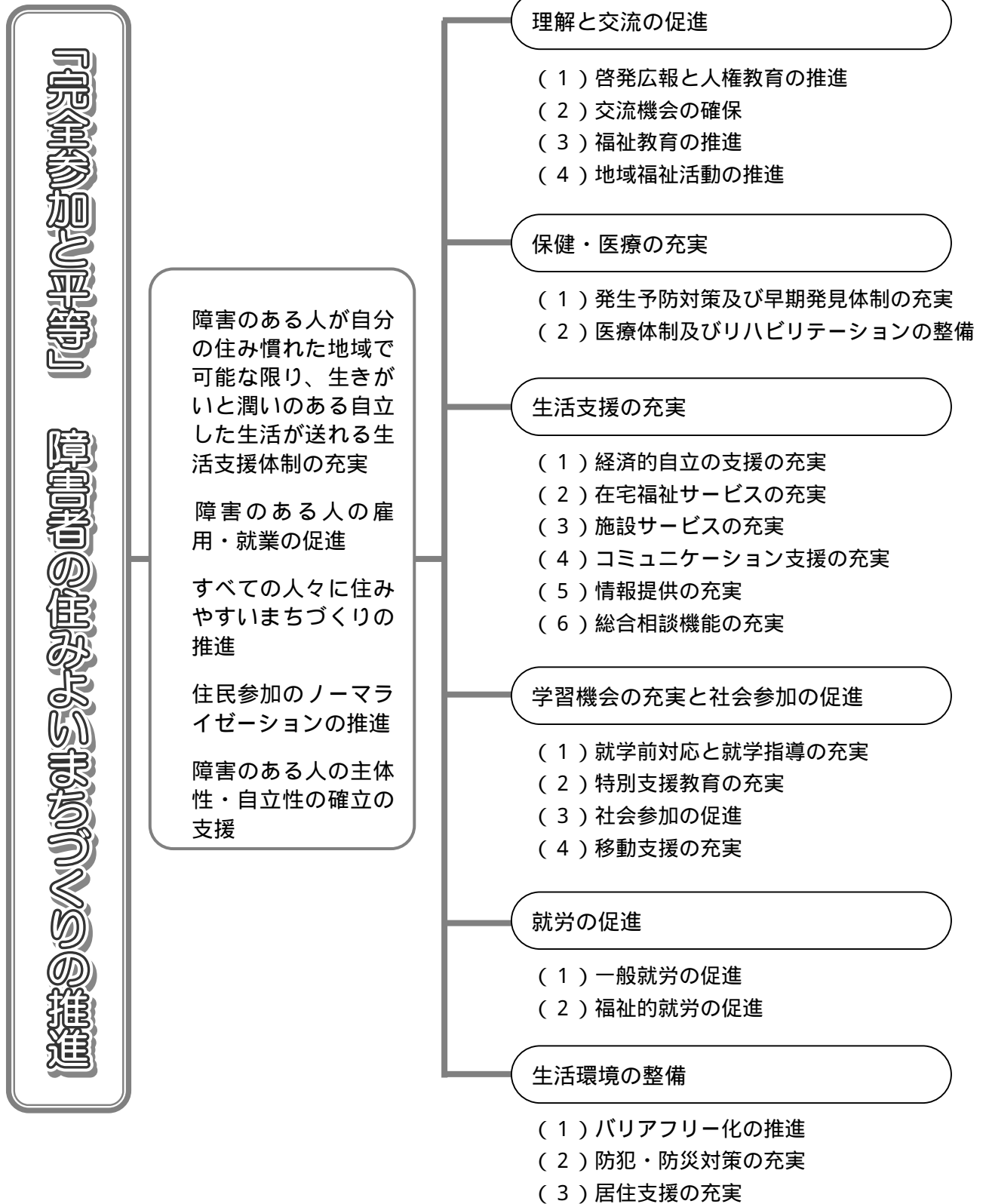
企業等の障害のある人に対する理解を促進するとともに、障害のある人が一般就労や福祉的就労ができるよう関係機関と連携を深め、障害のある人に対する就労の場の拡大を図ります。

(6) 生活環境の整備

ユニバーサルデザインの考え方の周知に努めるとともに、バリアフリー化を推進し、居住支援を含めた障害のある人に配慮したまちづくりを推進します。

また、障害のある人を犯罪や災害から守るため、防犯・防災体制の充実に努めます。

【施策の体系】



6 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、障害のある人の生活実態や支援施策に関する意見を把握し、障害のある人の意見、要望を反映させるため、「栗東市障害者福祉に関する計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。このほか、市内の障害者関連団体からヒアリング等において、意見を聴取し、計画に反映していきます。

協議機関として障害者関係団体の代表や各種関係団体の代表、学識経験者、公募の市民による「栗東市障害者基本計画及び栗東市障害福祉計画策定委員会」を設置し、計画策定を進めてきました。

また、パブリックコメントなどの機会を通じて障害のある人やその家族、市民の意見を十分に把握し、計画へ反映していきます。

